

四万十町議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四万十町議会会議規則（平成18年議会規則第2号）第77条の2の規定に基づき、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴人受付票に必要事項を記入し、記載机に備え付けた傍聴人受付箱に投入しなければならない。ただし、傍聴人受付票の備えのない会議にあつては、この限りでない。

2 委員会の傍聴は、先に傍聴人受付票を提出した者から傍聴できるものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときには、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、傘の類を携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機及び携帯電話の類を携帯している者。ただし、第5条ただし書に規定する許可を得た者を除く。

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問することができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者に傍聴させないことができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(委員長の指示)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、退場させることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。